

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原 告 函館市

被 告 国 ほか1名

## 第 6 準 備 書 面

平成28年7月14日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

被告国訴訟代理人

竹野下 喜彦

被告国指定代理人

伊藤 清隆

植松 秀治

寺本 孝規

宇波 なほ美

安岡 美香子

伊藤 浩一

山本利尚  
梶山大輔  
山神暁志  
菅野剛彦  
三森久舟  
竹本亮  
大城朝久  
松原崇弘  
中川幸成  
井藤志帆  
木村真一  
谷川泰治  
羽田野智  
矢野誠  
布田洋史  
足立恭二  
荒川一郎  
熊谷和宣

小野雅士  
仲村淳一  
齋藤哲也  
野田智彦  
佐藤雄一  
永井悟  
小野祐二  
小林勝  
鈴木健次

## 目 次

第1 本件各訴えのうち、「地方自治体の存立を維持する権利」(地方自治権)を根拠とする部分は、「法律上の争訟」に当たらないこと	6
1 原告の主張の概要	6
2 原告が主張する「地方自治体の存立を維持する権利」(地方自治権)は主観的な権利利益とは認められないこと	6
3 平成14年7月最高裁判決及び平成13年7月最高裁判決に係る原告の主張には理由がないこと	9
4 「地方自治体の存立を維持する権利」(地方自治権)を根拠とする訴えは、およそ抗告訴訟の対象とはならないこと	10
5 小括	12
第2 本件無効確認の訴えについて原告適格がないこと	12
1 はじめに	12
2 本件無効確認の訴えにおける原告適格の有無は、平成24年改正前原子炉等規制法の解釈によって決定されること	13
(1) 本件無効確認の訴えにおける原告適格の有無は、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号(技術的能力に係る部分に限る。)及び4号の解釈によって決定されること	13
(2) 伊方最高裁判決は、違法判断の基準時を判決時としたものではないこと	14
(3) 伊方最高裁判決に係る事件において当該設置許可処分後の規定が根拠法規とされているものではないこと	16
3 原子炉設置許可処分の根拠法規が普通地方公共団体の財産権や地方自治権を個別的利益として保護する趣旨を含むとは解されないこと	17
(1) 根拠法規が抽象的であることは、普通地方公共団体の財産権や地方自治権を主張する本件において原告適格を否定する方向で作用する事情であること	

.....	17
(2) もんじゅ最高裁判決の解釈に係る原告の主張に理由がないこと	18
(3) 他の最高裁判所判例との比較からしても、原子炉設置許可処分の根拠法規 が財産権を個別的利益として保護する趣旨を含むとは解されないこと	19
(4) 小括	21
第3 本件差止めの訴えが不適法であること	21
1 現時点での処分がされる蓋然性が認められないこと	21
(1) 本件設置変更許可申請に対する原子力規制委員会の審査状況	21
(2) 現時点での本件設置変更許可処分がされる蓋然性が認められないこと	
.....	22
2 一定の処分がされることにより「重大な損害を生ずるおそれ」があるとは認 められないこと	23
(1) 原告の主張する「処分がされることにより生ずるおそれのある損害」は、 事後の方針により「容易」に救済を受けられるものではなく、事前の差止め によらなければ救済を受けることが「困難」なものとは認め難いこと	23
(2) 「深刻な過酷事故」に係る主張に理由がないこと	28
(3) 小括	28
3 原告適格が認められないこと	28

被告国は、本準備書面において、京都大学仲野武志教授（以下「仲野教授」という。）の意見書（乙A第17号証。以下「仲野意見書」という。）を踏まえて、原告の平成27年3月12日付け準備書面(6)（以下「原告準備書面(6)」という。）、同年10月6日付け準備書面(11)（以下「原告準備書面(11)」という。）、平成28年1月19日付け準備書面(12)（以下「原告準備書面(12)」という。）及び同日付け準備書面(13)（以下「原告準備書面(13)」という。）における本案前の主張に対して、必要と認める範囲において反論する。

なお、略語は、新たに用いるもののほか、従前の例による。参考として、末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

## 第1 本件各訴えのうち、「地方自治体の存立を維持する権利」（地方自治権）を根拠とする部分は、「法律上の争訟」に当たらないこと

### 1 原告の主張の概要

原告は、原告が主張する「地方自治体の存立を維持する権利」が私人における生命になぞらえることのできる自治体の存立そのものに関わる権利利益であって、原告の事業者としての権利利益の総体であり、自身の活動が原発事故により直接に具体的な被害を受けるという意味で、私人ないし私法人の活動と本質的に違いのないものであるとした上で、被告国に対する原子炉設置許可処分の無効確認訴訟等が私人においても行い得るものであるから、原告が一般私人が立ち得ないような立場に立って本件各訴えを提起するものではないこと、「地方自治体の存立を維持する権利」には財産権的側面も包摂されていることから、同権利が原告の主觀的な権利利益であると主張するものと解される（原告準備書面(6)第2の2ないし5・6ないし10ページ）。

### 2 原告が主張する「地方自治体の存立を維持する権利」（地方自治権）は主觀的な権利利益とは認められないこと

(1) 答弁書第2の3（6ないし9ページ）及び被告国第1準備書面第2の1

(11ページ)で述べたとおり、原告が主張する「地方自治体の存立を維持する権利」は「地方自治権」であると解されるところ、地方自治権は、普通地方公共団体としての原告の主観的な権利利益ではなく、正に一般公益として地方自治の制度によって保障されているものであるから、「地方自治体の存立を維持する権利」(地方自治権)を根拠とする訴えについては、公益一般を根拠として訴えを提起しているものといわざるを得ず、主観的な権利利益に関する訴えとは認められない。

このように、本件各訴えのうち、「地方自治体の存立を維持する権利」(地方自治権)を根拠とする部分は、国の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟で自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起された民衆訴訟(行訴法5条)ないし国又は公共団体の機関相互間における権限の存否又はその行使に関する紛争としての機関訴訟(同法6条)にほかならず、いずれにしても、このような訴えの提起を認めた法律上の規定はないから、本件各訴えのうち上記の部分は不適法である(裁判所法3条1項、行訴法42条)。

(2) 原告は、私人においても行い得る原子炉設置許可処分の無効確認訴訟等である本件各訴えを提起しているのであるから、「一般私人が立ち得ないような立場」ではない旨主張するが、一般私人は、原告が主張する「地方自治体の存立を維持する権利」などという権利利益を有していないのであるから、「地方自治体の存立を維持する権利」(地方自治権)を根拠とする訴えについては、飽くまで私人ないし私法人とは異なる公の目的のために、すなわち、「一般私人が立ち得ないような立場」において本件各訴えを提起しているのである。

(3) 加えて、原告は、「地方自治体の存立を維持する権利」(地方自治権)には財産権的側面も包摂されているとして、その財産権的側面を強調するが、被告国第1準備書面第2の2(11及び12ページ)で述べたとおり、普

普通地方公共団体の財産権は、管理及び処分に制限が課されるなど、私人や私法人の財産権には存しない種々の特別な規定が存在しているところ（地方自治法237条ないし238条の4、238条の6及び7）、公有財産、特に行政財産について、私有財産とは異なるこれら種々の制約等が加えられているのは、正に一般公益を図るためである。すなわち、原告が「地方自治体の存立を維持する権利」（地方自治権）の財産権的側面として述べる、「公有財産は、私的な財産権にとどまらず、これらが有機的に結合することにより、人・物を含めた自治体の財産を確保し、自治体として広く市民にサービスを提供していくことを可能とするものである」、「地方自治体にとって、公有財産が全面的に使用できなくなるということは、このような地方自治体にとって欠くことのできない財産が全く機能しなくなるということであり、前述した市営電車事業者、学校事業者及び医療事業者としての事業など、市が公有財産を用いて行う各種の行政サービスが全く提供できなくなるということである」（原告準備書面(6)第2の5・9及び10ページ）といった事情は、正に、普通地方公共団体の公益一般を指すものにほかならず、これらの側面が、「地方自治体の存立を維持する権利」（地方自治権）が主観的な権利利益であることの根拠となるものではない。

(4) なお、原告は、「行政財産であっても、例えば第三者がこれを毀損した場合に自治体が財産権侵害を根拠として損害賠償等の訴えを提起できることは当然であり、被告国の主張は全く意味の通らない主張である」（原告準備書面(6)第2の5・9及び10ページ）とも主張する。

しかしながら、かかる場合は、普通地方公共団体が財産権自体を固有の利益として、すなわち、私人あるいは私法人がその所有する財産を毀損された場合に損害賠償等の訴えを提起できるのと同じ立場で訴えを提起しているのであるから、主観的な権利利益を根拠としており、ゆえに法律上の争訟であることが認められるのである。

そして、被告国第1準備書面第3の4(2)(20ページ)で述べたように、被告国は、原告が財産権自体を固有の利益として抗告訴訟を提起していることについては、それが自己の主観的な権利利益の保護救済を目的とするものである限りにおいて、法律上の争訟であることを争うものではない(ただし、後述のとおり原告適格は否定される。)。

### 3 平成14年7月最高裁判決及び平成13年7月最高裁判決に係る原告の主張には理由がないこと

(1) 原告は、平成14年7月最高裁判決について、本件とは事案を異にすることが明白であるから、本件にはその射程が及ばない旨主張する(原告準備書面(6)第3の4(1)・16および17ページ、原告準備書面(11)第4の3・13ないし17ページ)。

しかしながら、被告国第1準備書面第3の4(1)(18ないし20ページ)で述べたように、平成14年7月最高裁判決は、本件とは事案を異にするものではあるが、「国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであって、自己の権利利益の保護救済を目的とするものということはできないから、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではない」として、一般公益の保護を目的とする訴えは法律上の争訟に当たらないと判示したものであり、本件において原告が主張する「地方自治体の存立を維持する権利」(地方自治権)は、主観的な権利利益ではなく、正に一般公益を主張するものであるから、上記判示に照らせば、法律上の争訟に当たらない。そして、平成14年7月最高裁判決の上記判示部分については、「行政主体の私人に対する訴えに限らず、機関争訟一般に実質的に及ぶもの」(西上治「機関争訟の『法律上の争訟』性—問題の抽出」行政法研究6号78及び79ページ)と解され、また、東京高等裁判所平成19年11月29日判決(判例地方自治299号41ページ)においても、平

成14年7月最高裁判決が、「争訟の相手方が個々の国民であるか、国又は地方公共団体という行政主体であるかを問わず、一般的に、行政主体が、法規の適用の適正ないし一般公益の保護のためではなく、自己の主観的な権利利益に基づき保護救済を求める場合に限り、法律上の争訟性を認めたもの」と解されているのであるから、本件各訴えのうち、「地方自治体の存立を維持する権利」（地方自治権）を根拠とする部分は、一般公益の保護を求めるものにすぎず、法律上の争訟に当たらない。

(2) また、原告は、平成13年7月最高裁判決について、「むしろ原告の主張を補強する裁判例といえる」と主張する（原告準備書面(11)第4の3(4)・16及び17ページ）。

しかしながら、被告国第1準備書面第3の5(1)（23ないし25ページ）で述べたとおり、平成13年7月最高裁判決は、同事件の上告人（国）が、国の財産という利益をも内包する「防衛上の秘密保持の利益」を固有の利益として主張したことに対し、「本件建物の所有者として有する固有の利益が侵害されることをも理由として、本件各処分の取消しを求めていたと理解することができる」として、国が主張した多面的な利益の一側面を捉えて判断したものであり、他方、行政権の主体として提起する訴訟については、法律上の争訟と認めることについて消極的な態度を示したのであるから、原告が主張するような「根拠となる利益が複数存在する場合に、そのうち一つが『財産権の主体』として訴えを提起する場合においては全体として法律上の争訟性が認められることを認めた」ものではなく、原告の上記主張は理由がない。

#### 4 「地方自治体の存立を維持する権利」（地方自治権）を根拠とする訴えは、およそ抗告訴訟の対象とはならないこと

これまで繰り返し主張してきたように、原告が主張する「地方自治体の存立を維持する権利」（地方自治権）は、憲法上制度が保障されているもので、原告の主観的な権利利益として保障されているものではないから、これを根拠と

する訴えは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争とはいはず、「法律上の争訟」に当たらない。

以上の主張は、原告の主張に対する反論としてはもとより正当かつ十分なものであるが、それ自体としては抽象的な主張にとどまらざるを得ないものである。そこで、これを類型化した上で分析して検討してみるが、そのような検討をしたとしても、地方自治権を根拠とする訴えは、およそ抗告訴訟の対象とはならないものであり、抗告訴訟としては不適法である。

すなわち、仲野教授は、本件各訴えのような「自治権の保護を求める訴え」については、「自治権侵害」を「地方公共団体の行政権限を一方的に変動させる法的行為」と捉え、これを地方公共団体の行政権限との関わり方に応じて類型化した上、類型ごとに分析して検討した結果、理論的に考えられるいかなる法律構成によっても、抗告訴訟の対象とはならず、抗告訴訟として不適法であるとする。具体的には、地方公共団体の行政権限を一方的に変動させる法的行為のうち、①一般的抽象的な効果しか有しない行為（例えば、実用発電用原子炉から半径30キロメートルを区域とする地方公共団体に対して一定の方法により避難計画を策定する義務を課す行為）は、抗告訴訟の対象にはならない。②個別的具体的な効果を有する行為のうち、「指示」及び「許可、認可又は承認」（地方自治法245条1号亦及びへ）は、関与として機関訴訟の対象となるにすぎず、また、その他の行為（行政権限を代行させる行為及び行政権限の配分を改める行為）のいずれについても関与として機関訴訟の対象となるにすぎない。③地方公共団体の法人格を直接的に消滅させる行為は、抗告訴訟の対象とはなるが、その理由は私権の主体たる資格を奪うという点に尽き、行政権限を変動させる行為とは無関係であるから、地方公共団体の法人格を直接的に消滅させる行為に対する訴えは、行政権限の保護を求める訴えであるかに見えるが、実は私権の主体たる資格の保護を求める訴えであるにすぎない。④地方公共団体の法人格を間接的に消滅させる行為についても、法人格を消滅させる

という間接的効果に着目すれば、抗告訴訟の対象となるが、それは行政権限ではなく私権の主体たる資格の保護を求める訴えであるにすぎないから、法人格を直接的に消滅させる行為（上記③）と同様である（原告の主張は、原子炉設置許可処分が地方公共団体の住民を法的に消滅させることにより当然にその法人格を消滅させる行為、すなわち地方公共団体の法人格を間接的に消滅させる行為に当たるとする趣旨のようであるから、この類型に当たる。）。以上のとおりであるから、本件各訴えのうち、地方自治権の保護を求めていいる部分は、抗告訴訟としては認められない（仲野意見書1ないし13ページ）。

## 5 小括

以上のとおり、本件各訴えのうち、「地方自治体の存立を維持する権利」（地方自治権）を根拠とする部分は、「法律上の争訟」に当たらず、これに反する原告の主張は失当である。

## 第2 本件無効確認の訴えについて原告適格がないこと

### 1 はじめに

本件無効確認の訴えの原告適格を肯定するには、原告が、本件設置許可処分の無効確認を求めるにつき「法律上の利益を有する者」であることが必要である（行訴法36条）。

ここでいう「法律上の利益」とは、「法律上保護された利益」をいう。

原告適格は、当該処分を定めた根拠法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合に認められるものであり、飽くまで当該処分の根拠法規の解釈によって導かれるものである（岩渕正紀・最高裁判所判例解説民事篇（平成元年度）33及び34ページ、大橋寛明・最高裁判所判例解説民事篇（平成9年度（上））145ページ）。

そして、本件無効確認の訴えにおいて、処分の根拠となる法令の規定の文言、法令の趣旨及び目的、当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質からすれば、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号が、原子炉施設周辺の普通地方公共団体の財産権や地方自治権を個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含むとは解されず、そのことは、被告国答弁書第2の4（9ないし25ページ）及び被告国第1準備書面第4（26ないし49ページ）において詳述したとおりである。

## 2 本件無効確認の訴えにおける原告適格の有無は、平成24年改正前原子炉等規制法の解釈によって決定されること

### （1） 本件無効確認の訴えにおける原告適格の有無は、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号の解釈によって決定されること

被告国第1準備書面第4の1(2)（27ないし29ページ）で述べたとおり、行政処分は、当該処分時の根拠法規に基づいてされるものであり、原告適格は、原告の主張する利益がその根拠法規によって個人の個別的利益として保護されているかどうかの問題であるから、行政処分の無効確認を求める訴えの原告適格は、当該処分時の根拠法規に基づいて判断されるべきことは当然である。

そして、本件設置許可処分の根拠法規は、平成24年改正前原子炉等規制法23条及び24条であり、設置許可基準を定める同法24条1項のうち、原告の主張する権利利益の根拠となり得る規定は、同項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号であるから、本件無効確認の訴えの原告適格の有無は、同各号の解釈によって決定されることとなる。

なお、経過規定は、当該法令の施行日以降、従来の法令に基づく行為を新しい法令における行為と同一に取り扱おうとするものにすぎないから、本件設置許可処分の根拠法規には何らの影響も及ぼさない。

したがって、本件無効確認の訴えにおける原告適格の有無は、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号の解釈によって決定されることとなる。

(2) 伊方最高裁判決は、違法判断の基準時を判決時としたものではないこと

原告は、伊方最高裁判決が、「原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである」と判示したことについて、「違法判断の基準時については、取消訴訟の一般原則である処分時説ではなく、原発訴訟の特殊性を考慮して判決時説が用いられている」との理解の下、本件における原告適格を判断する際には、改正原子炉等規制法を根拠として判断されるべきと主張するものと解される（原告準備書面(6)第4の2(2)イ・27及び28ページ）。

伊方最高裁判決は、上記のとおり、「現在の科学技術水準に照らし」、①調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があるか否か、②当該原子炉施設が上記の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否か、を審理判断すべきであるとしたものであるが、上記判示は、「どの時点の科学技術水準により判断すべきかという点については、下級審

裁判例において、処分当時の科学技術水準によって判断するとしたもの（括弧内省略）と、現在の科学技術水準によって判断するとしたもの（括弧内省略）とに見解が分かれていた。前者の見解は、取消訴訟における違法判断の基準時が処分時であると解されていることから、処分当時の科学技術水準によって判断するとしたものであろう。しかしながら、この問題を、取消訴訟における違法判断の基準時論で律することは適当ではないようと思われる。

どの時点の科学技術水準により判断すべきかは、科学的経験則の問題であり、従来の科学的知識の誤りが指摘され、従来の科学的知識に誤りがあることが現在の学会における通説的な見解となったような場合には、現在の通説的見解（これが当該訴訟において用いられるべき科学的経験則である。）により判断すべきであろう。原子炉設置許可の段階の安全審査においては、当該原子炉の基本設計につき、その基本設計どおりの原子炉を設置し、将来、これを稼働させた場合に、原子炉事故等の災害防止のための十分な防護措置、安全対策が講じられているかを審査するものである。処分当時の科学的知識によれば、当該基本設計が講じている事故防止対策で十分安全であると判断された場合であっても、設置許可処分取消訴訟において、現在の通説的な科学的知識によれば、右事故防止対策は不十分であり、その基本設計どおりの原子炉を設置し、将来、これを稼働させた場合には、重大な事故が起こる可能性が高いと認定判断されるときには、当該原子炉の安全性を肯定した設置許可処分は違法であるとして、これを取り消すべきであろう。原子炉設置許可処分取消訴訟においては、将来、当該許可に係る原子炉をその基本設計どおりに設置し、これを稼働させた場合の当該原子炉の安全性の有無等を審理、判断するのであり、この場合と、過去に起きた医療事故における医師の過失による賠償責任の有無を事故当時の医療水準を基準として判断する医療過誤訴訟（損害賠償請求訴訟）等の場合とを、同様の問題とみて処理することは適當ではないようと思われる」（高橋利文・最高裁判所判例解説民事篇（平

成4年度) 423及び424ページ)との見解により判示されたものと解されるから、伊方最高裁判決の上記判示が、違法判断の基準時についての判例・通説である処分時説(司法研修所編「改訂・行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究」182ページ)ではなく、判決時説を採用したものとは解されない。

加えて、伊方最高裁判決は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和52年法律第80号による改正前のもの。以下「規制法」という。)」との定義づけをした上、昭和52年法律第80号による改正前の同法24条1項3号等の解釈を示して上記判示をしたのであるから、処分時(昭和47年11月28日)の法令を基準に、原子炉設置許可処分の違法性を判断したことは明らかである。

以上のとおりであるから、伊方最高裁判決が違法判断の基準時について判決時説に立っていることを前提とする原告の上記主張は、その前提を誤ったものであるから理由がない。

### (3) 伊方最高裁判決に係る事件において当該設置許可処分後の規定が根拠法規とされているものではないこと

原告は、伊方最高裁判決に係る事件の控訴審判決である高松高等裁判所昭和59年12月14日判決(民集46巻7号2455ページ)において、「原子炉等規制法は、発電用原子炉の設置について被控訴人(本件許可処分当時は内閣総理大臣。以下この旨の説示を省略する。)の許可にからせているところ」(民集46巻7号2538ページ)と判示したことをもって、同判決が当該設置許可処分時(昭和47年11月28日)以後の、判断時における規定を根拠法規としている旨主張するものと解される(原告準備書面(6)第4の2(2)エ・29ページ)。

しかしながら、当該判示は、同判決自身が「なお、右許可処分は、原子力基本法等の一部を改正する法律(昭和53年法律第86号)附則3条の規定

により、通商産業大臣（被控訴人）がした処分とみなされ、被控訴人は、右改正法律の定めに徴し、本件訴訟を内閣総理大臣から承継した」（民集46巻7号2537ページ）と判示しているとおり、当該設置許可処分を行ったのが内閣総理大臣であったところ、その後の改正における経過規定により通商産業大臣がした処分とみなされることを摘示しているにすぎない。そして、被告国第1準備書面第4の1(2)イ（27ないし29ページ）で述べたとおり、かかる従来の法令による行為に関する経過規定は、当該処分の根拠法規には何らの影響も及ぼさないのであるから、上記判示をもって、同判決が判断時である当該設置許可処分後の法令を根拠法規にしているとする原告の上記主張は理由がない。

なお、同控訴審判決は、「略語例」において、摘示する法令が当該設置許可処分がされた昭和47年11月当時のものであることを明示しているのであるから（民集46巻7号2458及び2459ページ）、処分時の法令を根拠法規としていることが明らかである。

### 3 原子炉設置許可処分の根拠法規が普通地方公共団体の財産権や地方自治権を個別的利益として保護する趣旨を含むとは解されないこと

#### (1) 根拠法規が抽象的であることは、普通地方公共団体の財産権や地方自治権を主張する本件において原告適格を否定する方向で作用する事情であること

被告国第1準備書面第4の2(2)（29ないし31ページ）で複数の最高裁判所判例を指摘して述べたとおり、最高裁判所判例は、当該処分による被侵害利益が人格的利益と密接に関連するものでなかったり、一般公益のうちに解消されるような類いの利益である場合には、当該処分の根拠となった規定の文言が抽象的で、当該第三者の人格的利益等を考慮すべきか否かが根拠法規の文言からは明らかでないことを当該第三者の原告適格を否定する方向に作用する事情と捉えているということができ、原告の主張する被侵害利益が一般公益のうちに解消される普通地方公共団体の財産権や地方自治権であ

ることからすれば、根拠法規である平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号の文言が抽象的であることは、原告の原告適格を否定する方向で作用する要素となる。

そして、被告国第1準備書面第4の3ないし5（31ないし49ページ）で述べたとおり、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号が、原子炉施設周辺の普通地方公共団体の財産権及び地方自治権を個別的利益として保護する趣旨であるとはいえない。

## （2）もんじゅ最高裁判決の解釈に係る原告の主張に理由がないこと

ア これに対し、原告は、もんじゅ最高裁判決における最高裁判所判例解説の記載からすれば、「下級審裁判例ももんじゅ最高裁判決も、財産が生命、身体と並んで一般公益に解消されない重要な私益であることを前提としている」として、原告の財産権が一般公益に解消されない重要な権利利益であり、原告適格が肯定されるべきである旨主張し（原告準備書面（6）第4の3（2）ウ及びエ・31及び32ページ）、また、地方自治権には財産権的側面があり、「もんじゅ最高裁判決は、個別の財産権についても原告適格を肯定している」ことを前提に、網羅的に財産権が侵害されることを前提とする地方自治権についても、一般公益に解消されない権利利益として原告適格が認められるべきである旨主張する（原告準備書面（6）第4の3（3）・33ページ）。

イ しかしながら、被告国第1準備書面第4の3（3）ア（34ないし37ページ）で述べたとおり、法令用語における「等」という語は、一般には、一つ又は複数の事項を掲げた上でその直後に用いられ、列挙されている事項とその規範的価値において同じ性質の重要性を有するものを示す場合に用いられるとされ（長谷川彰一・改訂法令解説の基礎257ページ）、また、「『等』は、同種のものを並べて挙げて、そのほかにもまだ同種・

同等・同級のものがあることを示す場合に用いられ」とされている（廣瀬菊雄・公用文用字用語の要点 266 ページ）ことからすると、「生命、身体」と「財産」とは同じ性質のものとも、同種・同等・同級のものともいえないから、「住民の生命、身体の安全」に続く「等」に「財産」が含まれるとは考え難い。また、もんじゅ最高裁判決が、上告人の上告理由としての主張（平成 24 年改正前原子炉等規制法 24 条 1 項 4 号の「災害の防止上支障がないものであること」について、災害とは、主として原子炉施設の従業員及びその周辺の住民に対し放射線によりその生命、身体又は財産上の被害を与えることを意味するとの主張）に対して、あえて「生命、身体の安全等」という判示をしていること、その後の平成 14 年 1 月最高裁判決及び平成 13 年 3 月最高裁判決においても「生命、身体の安全等」と「財産」とを明確に使い分けて、「等」に「財産」が含まれないことを明らかにしていることからすれば、もんじゅ最高裁判決が判示する「生命、身体の安全等」に「財産」は含まれない。

この点についての原告の主張は、理由がなく失当である。

(3) 他の最高裁判所判例との比較からしても、原子炉設置許可処分の根拠法規が財産権を個別的利益として保護する趣旨を含むとは解されないこと

仲野教授は、もんじゅ最高裁判決以外の災害防止を目的とする土地利用規制に関する最高裁判例として、①最高裁判所昭和 57 年 9 月 9 日第一小法廷判決（民集 36 卷 9 号 1679 ページ。「違法な保安林の指定解除処分に基づき保安林が伐採され、渴水等が起きたとすれば『農業用水の確保』に係る利益を侵害される者は、同処分の取消訴訟の原告適格を有する」旨判示したもの。以下「昭和 57 年最高裁判決」という。仲野意見書においては、「長沼ナイキ判決」。）、②平成 14 年 1 月最高裁判決（「違法な総合設計許可に基づき建築物が建築され、その倒壊、炎上等が起きたとすれば『直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に存する建築物…を

所有する者』は、同許可の取消訴訟の原告適格を有する』旨判示したもの。仲野意見書においては、「千代田生命判決」。), ③最高裁判所平成9年1月28日第三小法廷判決（民集51巻1号250ページ。「違法な開発許可に基づき土地の形質が変更され、がけ崩れ等が起きたとすれば『被害が直接的に及ぶことが予想される開発区域内外の一定範囲の地域の住民』は、同許可の取消訴訟の原告適格を有するが、その者が死亡した場合には、訴訟承継がされることはない」旨判示したもの。以下「平成9年最高裁判決」という。仲野意見書においては、「川崎がけ崩れ判決」。), ④平成13年3月最高裁判決（「違法な林地開発許可に基づき森林が伐採され、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害が起きたとすれば『直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に居住する者』は、同許可の取消訴訟の原告適格を有するが、当該地域に『所在する土地に立木を所有…するにすぎない』者はこれを有しない」旨判示したもの。仲野意見書においては、「林地開発許可判決」。）を分析し、各判決が結論を異にした理由を明らかにした上で、原子炉設置許可処分について考察した。

その結果、財産権が原告適格を基礎づけるか否かについて、昭和57年最高裁判決（長沼ナイキ判決）が原告適格を肯定し、平成9年最高裁判決（川崎がけ崩れ判決）及び平成13年3月最高裁判決（林地開発許可判決）が原告適格を否定した理由として、①平成9年最高裁判決及び平成13年3月最高裁判決は、全国一律の規制の事案であるのに対し、昭和57年最高裁判決は、地域を限った上乗せ規制の事案であること、②昭和57年最高裁判決の事案では、受益者負担・損失補償の制度が設けられているのに対し、平成9年最高裁判決及び平成13年3月最高裁判決の事案では、そのような制度が設けられていないこと、③昭和57年最高裁判決の事案では、意見書を提出できるなどの手続上の地位が保護されているのに対し、平成9年最高裁判決及び平成13年3月最高裁判決の事案では、そのような制

度が設けられていないことを指摘し、また、平成14年1月最高裁判決（千代田生命判決）が原告適格を肯定した理由として、建築基準法における集団規定の独自性を指摘している。

これを原子炉設置許可処分について検討すると、同処分は、①全国一律の規制であり地域を限った上乗せ規制ではないこと、②原子炉等規制法には受益者負担・損失補償が設けられていないこと、③原子炉の周辺地域に居住する者がその他の者と比べて特に強くその手続法上の地位が保護されているわけでもないことから、昭和57年最高裁判決ではなく、平成9年最高裁判決及び平成13年3月最高裁判決の射程内に位置づけられ、さらに、原子炉等規制法の関係規定は、建築基準法における集団規定に類する性質を有するものではないことから、平成14年1月最高裁判決の射程外に位置づけられるとし、その結果、原子炉等規制法が財産権を個別的利益として保護していると解することはできないとしている（仲野意見書13ないし18ページ）。

#### (4) 小括

以上のとおりであるから、平成24年改正前原子炉等規制法は普通地方公共団体の財産権や地方自治権を個別的利益として保護しているとはいえない、これに反する原告の主張には理由がない。

### 第3 本件差止めの訴えが不適法であること

#### 1 現時点で処分がされる蓋然性が認められないこと

##### (1) 本件設置変更許可申請に対する原子力規制委員会の審査状況

本件設置変更許可申請に対しては、現時点において、被告国（平成27年10月6日付け第4準備書面（以下「被告国第4準備書面」という。）第2の4(2)（13ないし15ページ）において述べたもののほか、平成27年10月16日、同年11月4日、同年12月9日、同月22日、平成28年

1月8日、同年1月19日、同年2月17日、同年3月10日、同年1月16日、同年4月12日、同年6月14日、同月24日と、合計38回の審査会合及びヒアリングを実施している状況である。

また、本件原子炉施設については、平成26年12月16日に本件設置変更許可申請がされた後、現時点までに、地震・津波・火山関係については、敷地内及び敷地周辺の断層の活動性評価等について審査が行われ、プラント関係については、申請内容の概要説明が聴取され、主要な論点が提示された段階である。

## (2) 現時点で本件設置変更許可処分がされる蓋然性が認められないこと

前記(1)で述べた本件設置変更許可申請に対する原子力規制委員会の審査状況等からすれば、現時点において、実質的な審査が進行している状況とはい难以。そして、本件設置変更許可処分は、原子力規制委員会において、申請の内容が設置許可基準規則に適合していると判断された場合にされるものであり、その審査内容が多岐にわたるものであることからすると、現時点において客観的にみて設置変更許可処分がされる相当程度の蓋然性があるとはいえない。

これに対し、原告は、川内原子力発電所1号機及び2号機等の他の発電用原子炉施設が、約1年2か月ないし約2年で設置変更許可処分がされたことから、本件原子炉施設についても平成26年12月16日に本件設置変更許可申請がされてから既に1年以上が経過していること、審査の優先度が上がれば本件原子炉施設についても早期に審査が進む可能性があることなどを述べて、本件において「処分がされる蓋然性」が認められる旨主張する(原告準備書面(12)第2の3(4)・4及び5ページ)。

しかしながら、原告が指摘する上記の発電用原子炉施設は、いずれも、既に発電所として工事が完成して営業稼働中であったところ、運転を中止させた上で設置変更許可申請がされていたのであり、かかる発電用原子炉施設に

おける審査期間が、そもそも発電所として完成しておらず、当然、稼働実績もない本件原子炉施設における審査期間に当てはまるはずがないのであるから、本件原子炉施設において、上記の発電用原子炉施設における審査期間と同様の審査期間になるといえるはずがない。

加えて、原告が指摘する設置変更許可申請から約1年2か月ないし約2年で設置変更許可処分がされた上記の発電用原子炉施設でさえ、設置変更許可処分がされるまでに、それぞれ60回以上の審査会合及び400回以上のヒアリングが行われているところ、本件原子炉施設についてでは、合計38回の審査会合及びヒアリングしか実施されていないのであるから、およそ、現時点において設置変更許可処分がされる蓋然性があるとは認められない。

さらに、本件原子炉施設について、現在審査中の他の発電用原子炉施設より審査を優先させるなど、比較的早い段階で審査を終える具体的な目途があるといった事情もない。

したがって、原子力規制委員会における本件設置変更許可申請に対する審査状況等からすれば、現時点で本件設置変更許可処分がされる蓋然性は認められない。

## 2 一定の処分がされることにより「重大な損害を生ずるおそれ」があるとは認められないこと

(1) 原告の主張する「処分がされることにより生ずるおそれのある損害」は、事後の方針により「容易」に救済を受けられるものではなく、事前の差止めによらなければ救済を受けることが「困難」なものとは認め難いこと  
ア はじめに

被告国第4準備書面第2の5(2)(17ないし20ページ)で述べたとおり、本件設置変更許可処分は、申請者たる被告会社が本件原子炉を運転することを直ちに可能にするものではなく、その運転までには相応の時間がかかるのであるから、原告の主張する「処分がされることにより生ずる

おそれのある損害」は、本件設置変更許可処分によって直ちに発生するという性質のものではないというべきである。原告の主張する「処分がされることにより生ずるおそれのある損害」は、むしろ本件設置変更許可処分がされた後に取消訴訟等を提起し、執行停止決定を受けることによって避けることが可能な性質のものであることは明らかであるから、本件設置変更許可処分について、事前の差止めによらなければ救済を受けることが「困難」な損害が発生するということはできず、「重大な損害を生ずるおそれ」があるとは認め難い。

#### イ 原告の主張の概要

これに対し、原告は、原子炉設置変更許可処分がされてから運転開始までの期間が、原子力規制委員会が初めて新規制基準の下で適合性審査を行った川内原子力発電所1号機では約11か月、川内原子力発電所2号機では約13か月であったところ、今後、設置変更許可処分を受ける原子炉施設においてはスムーズに以降の審査がされ、上記期間よりも大幅に短期間で運転開始に至る可能性があること、本件原子炉施設についても、本件設置変更許可処分がされてから、その取消訴訟を提起して同時に執行停止を申し立てた場合には、執行停止の決定がされる前に本件原子炉が起動されてしまうことが十分に想定できることなどを述べて、事前の差止めによらなければ救済を受けることが困難である旨主張する（原告準備書面(12)第3の2・6ないし8ページ）。

#### ウ 本件設置変更許可処分後、本件原子炉が運転に至るには相応の時間がかかること

しかしながら、以下に述べるとおり、本件設置変更許可処分後に予定される手続並びに本件原子炉施設の建設状況及び被告会社が実施する工事の期間を考慮すれば、本件設置変更許可処分後、本件原子炉が運転に至るまでには相応の時間がかかるることは明らかである。

(ア) まず、本件設置変更許可処分後、本件原子炉の起動に当たっては、工事計画の認可及び保安規定の認可を得ることが必要であるところ（被告国第4準備書面第2の5(2)イ(イ)・18及び19ページ）、前記1で述べたとおり、本件原子炉施設について、現在審査中の他の発電用原子炉施設より審査を優先させるなど、比較的早い段階で審査を終える具体的な目途があるといった事情はない。

原告は、上記のとおり、川内原子力発電所1号機及び2号機以降に設置変更許可処分を受ける原子炉施設においてはスムーズに設置変更許可処分以降の審査が進む可能性があるなどと述べるが、憶測に基づく主張にすぎず、むしろ、前記1で述べたと同様、既に発電所として工事が完成して営業稼働中であった発電用原子炉施設と比較して、そもそも発電所として完成しておらず、当然稼働実績のない本件原子炉施設は、設置変更許可処分以降の審査においても、相応の時間がかかることが見込まれ、川内原子力発電所より短期間に審査が行われる見込みは到底認められない。

したがって、本件設置変更許可処分以降の手続からしても、本件原子炉が本件設置変更許可処分後、短期間で運転に至るものとは到底認められず、むしろ、運転開始までに相応の時間がかかるることは明らかである。

(イ) また、本件原子炉が運転開始に至るには、法的には本件設置変更許可処分、その後の工事計画（変更）認可処分、保安規定（変更）認可、使用前検査の合格を受ける必要があるが（被告国第4準備書面第2の5(2)イ(イ)・18及び19ページ）、そのほか、当然、本件原子炉施設が完成することが必要である。

しかるに、本件原子炉施設の建設状況については、被告会社の主張によれば、本件設置変更許可申請前の平成26年9月30日時点において、「認可を受けた工事計画に基づき、本件原子力発電所の機器の製作・据

付けや建物・構造物の建設工事を行」い、「建物工事の進捗に応じて、工場において製作した機器を搬入して据付工事を行っている」ところ、「主要な機器である圧力容器、タービン及び主発電機は工場製作を終了し保管中であり、敷地内に搬入されていない」（被告会社の平成26年9月30日付け準備書面1（以下「被告会社準備書面1」という。）第2の2・21及び22ページ）という状況であり、そもそも原子力発電所として完成しておらず、また、近く完成が見込まれるものとは到底認められない。

加えて、本件原子炉施設は、本件設置変更許可処分及びその後の工事計画（変更）認可を受けた後、同認可を受けた工事計画に基づいて更に建設工事を実施して原子炉施設として完成させる必要がある。

したがって、本件原子炉が本件設置変更許可処分後、短期間で運転に至るものとは到底認められない。

(ウ) この点、原告は、設置変更許可処分を受けてから運転開始に至るまでの期間について、本件原子炉施設が川内原子力発電所よりも短期間となる可能性があるなどと主張する。

しかしながら、川内原子力発電所は、そもそも原子力発電所として完成しており、かつ、既に運転実績もあったところ、福島第一発電所事故後、新規制基準施行前から新規制基準に沿った安全性向上のための工事に着手していたもので、新規制基準施行後の新規制基準に沿った設置変更許可処分及び工事計画認可を受ける前において、既に着手していた工事については継続が可能との特例が認められ（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則附則3条），設置変更許可処分及び工事計画認可を受ける前から同特例に基づく工事を継続させていた。そして、川内原子力発電所では、同特例に基づく工事を実施していたため、新規制基準施行後の設置変更許可処分や工事計画認可が

された後において、新たに大幅な工事を行うといった事態にはならず、その結果、設置変更許可処分の後、使用前検査を速やかに受検することができ、比較的早期に原子炉を起動・運転することができたものである。

これに対して、本件原子炉施設は、そもそも原子力発電所として完成しておらず、また、上記特例により工事を実施したという事実もなく、原則どおり、本件設置変更許可処分及びこれに続く工事計画認可を得た後に工事を実施し、原子炉施設として完成させることになり、川内原子力発電所と同程度の期間ないし、より短期間で運転開始に至ることが想定される事情は何ら認められない。

このように、本件原子炉施設と川内原子力発電所では、原子力発電所としての完成の有無、稼働実績の有無、新規制基準適合性審査に係る工事の実施状況が異なるのであるから、両者を単純に比較して運転開始までの期間を同程度とみることがそもそも誤りであるし、ましてや、川内原子力発電所における設置変更許可処分から運転再開までの期間よりも短期間で本件原子炉施設が運転開始に至るとする原告の主張は、およそ理由がない。

(イ) なお、被告会社は、「本件原子力発電所について、設置変更許可申請を行い、同委員会の適合性審査を経て許可を受け、燃料装荷を経て試運転に至るまでには今後少なくとも数年の期間を要すると見込まれ、試運転を開始してから総合負荷性能検査に合格し営業運転を開始するまでには更に1年程度の期間を要すると見込まれる」(被告会社準備書面1第3の5・25ないし27ページ)と主張しているところ、かかる主張からしても、本件原子炉が運転に至るまでには相応の期間がかかるることは明らかである。

## 工 小括

以上のとおり、本件原子炉施設については、本件設置変更許可処分から運

転開始に至るまでに相応の時間が掛かることが認められるから、本件設置変更許可処分について、事前の差止めによらなければ救済を受けることが困難な損害が発生するということはできない。

## (2) 「深刻な過酷事故」に係る主張に理由がないこと

なお、原告は、本件原子炉の運転が開始されれば、地震、津波、火山噴火等によって深刻な過酷事故が発生するおそれがある旨主張する（原告準備書面(12)第3の2(2)及び3・7及び8ページ）。

しかしながら、原告は、かかる外部事象について具体的な主張をしていない上に、いかなる「深刻な過酷事故」が発生するというのか何ら主張しておらず、原告の当該主張は、抽象的な危惧感をいうにとどまるのであるから、原告が主張する「処分がされることにより生ずるおそれのある損害」は、本件設置変更許可処分に基づく運転開始によって直ちに発生するという性質のものではないというべきであるし、また、そもそも本件設置変更許可処分によって「損害」の発生の「おそれ」があるとは認め難い。

## (3) 小括

以上のとおりであるから、原告主張の損害については、本件設置変更許可処分がされたとしても、その後に取消訴訟等を提起して執行停止決定を受けることによって、その救済を求める機会があることは明らかであり、本件設置変更許可処分によって処分がされる前に差止めを命ずる方法によるのでなければ救済を受けることが困難な損害が発生するおそれがあるということはできない。また、そもそも、本件設置変更許可処分により損害が発生するおそれがあるとは認め難い。したがって、一定の処分がされることにより「重大な損害を生ずるおそれ」があるとは認められない。

# 3 原告適格が認められないこと

(1) 被告国第4準備書面第2の6（21ないし23ページ）で述べたように、差止めの訴えは、行政庁が一定の処分をしてはならない旨を命ずることを

求めるにつき「法律上の利益を有する者」に限り提起することができる（行政訴訟法37条の4第3項）ところ、平成24年改正による原子炉等規制法1条の改正が、平成24年改正前原子炉等規制法における原告適格の解釈を変更させる趣旨とは解されないから、平成24年改正前原子炉等規制法について被告国答弁書第2の4及び5（9ないし31ページ）及び同第1準備書面第4及び第5（26ないし57ページ）で詳述したのと同様にして、改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号（技術的能力に係る部分に限る。）、3号及び4号が、原子炉施設周辺の普通地方公共団体の地方自治権や財産権を個別的利益として保護すべきとする趣旨を含むとは解されない。

- (2) この点、仲野教授も、平成24年改正によって、改正原子炉等規制法1条の目的規定に「財産の保護」が加わったことを根拠にして、財産権が個別的利益として保護されていると解することができるかについて検討した結果、改正原子炉等規制法1条の目的規定に「財産の保護」が加わったのは、同法の実体規定とは関係なく、基本法である原子力基本法2条2項（基本方針）に「財産の保護」が加わったことに連動し、実施法である改正原子炉等規制法1条において原子力基本法の精神を入念的にうたつたものであること、平成14年1月最高裁判決（千代田生命判決）の事案である建築基準法の目的規定にある「財産の保護」が直接的な目的として位置づけられているのと異なり、改正原子炉等規制法1条では窮屈的な目的として位置づけられているにすぎないことを挙げ、改正原子炉等規制法1条を根拠にして、改正原子炉等規制法が財産権を個別的利益として保護していると解することはできないとしている（仲野意見書18ないし21ページ）。
- (3) 以上のとおりであるから、平成24年改正前原子炉等規制法と同様にして、改正原子炉等規制法が財産権や地方自治権を個別的利益として保護しているとする原告の主張は誤りであり、失当である。 以上

## 略称語句使用一覧表

平成26年(行ウ)第152号  
大間原子力発電所建設差止等請求事件  
原告:函館市

略語	語彙	書面	ページ
平成24年改正	平成24年法律第47号による改正	答弁書	5
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5
被告会社	被告電源開発株式会社	答弁書	5
本件発電所	大間原子力発電所	答弁書	5
本件原子炉	本件発電所に係る原子炉	答弁書	5
本件原子炉施設	本件発電所に係る原子炉及びその附属施設	答弁書	5
本件設置許可処分	経済産業大臣の平成20年4月23日付け被告会社に対する本件発電所の設置許可処分	答弁書	5
本件無効確認の訴え	本件設置許可処分の無効確認の訴え	答弁書	5
改正原子炉等規制法	平成24年改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5
原子炉等規制法	平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を区別しないとき	答弁書	5
本件義務付けの訴え	原子力規制委員会が被告会社に対して本件発電所の建設の停止を命ずることの義務付けの求め	答弁書	5
本件各訴え	本件差止めの訴え及び本件無効確認の訴えを併せて提起するとき	答弁書 ※第4準備書面で変更	5
行訴法	行政事件訴訟法	答弁書	6
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571ページ	答弁書	9
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ	答弁書	27
設置法	原子力規制委員会設置法	答弁書	30
原告第2準備書面	原告の平成26年9月30日付け第2準備書面	第1準備書面	8
昭和38年最高裁判決	最高裁判所昭和38年3月27日大法廷判決(刑集17巻2号112ページ)	第1準備書面	15
事件性の要件	当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であること	第1準備書面	17
平成14年7月最高裁判決	最高裁判所平成14年7月9日第三小法廷判決(民集56巻6号1134ページ)	第1準備書面	18

平成13年7月最高裁判決	最高裁判所平成13年7月13日第二小法廷判決(訟務月報48巻8号2014ページ)	第1準備書面	24
平成13年3月最高裁判決	最高裁判所平成13年3月13日第三小法廷判決(民集55巻2号283ページ)	第1準備書面	30
平成14年1月最高裁判決	最高裁判所平成14年1月22日第三小法廷判決(民集56巻1号46ページ)	第1準備書面	36
平成24年改正前原子力基本法	平成24年改正前の原子力基本法	第1準備書面	41
改正原子力基本法	平成24年改正後の原子力基本法	第1準備書面	41
政府案	原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案	第1準備書面	51
本件法律案	「原子力規制委員会設置法案」草案	第1準備書面	52
被告国第1準備書面	被告国の平成26年12月25日付け第1準備書面	第2準備書面	4
東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震	第3準備書面	9
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	第3準備書面	9
福島第一発電所事故	平成23年3月11日の福島第一原子力発電所における原子炉事故	第3準備書面	9
双葉町	福島県双葉郡双葉町	第3準備書面	9
大熊町	福島県双葉郡大熊町	第3準備書面	9
浪江町	福島県双葉郡浪江町	第3準備書面	9
函館市長	工藤壽樹函館市長	第3準備書面	9
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)	第3準備書面	11
安全評価指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)	第3準備書面	11
平成18年耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	第3準備書面	14
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号)	第3準備書面	15
国会事故調	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	第3準備書面	25
国会事故調報告書	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会作成に係る国会事故調報告書	第3準備書面	25
東電	東京電力株式会社	第3準備書面	25
保安院	原子力安全・保安院	第3準備書面	26

伊東弁護士「再論」	伊東良徳弁護士が月刊「科学」2014年3月号(電子版)に掲載した「再論 福島第一原発1号機の全交流電源喪失は津波によるものではない」	第3準備書面	30
南相馬市	福島県南相馬市	第3準備書面	33
昭和39年立地審査指針	原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」(昭和39年5月27日原子力委員会決定。平成元年3月27日一部改訂)	第3準備書面	42
使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23第1項に基づく、発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置	第3準備書面	57
IAEA安全基準	IAEA安全基準「Safety of Nuclear Power Plants: Design, Specific Safety Requirements No. S SR-2/1」	第3準備書面	61
本件訴え変更申立書	原告の平成27年7月7日付け訴えの交換的変更申立書(被告国関係)	第4準備書面	6
本件設置変更許可申請	被告会社が平成26年12月16日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉の設置変更許可申請	第4準備書面	6
本件設置変更許可処分	原子力規制委員会の本件設置変更許可申請に対する本件原子炉の設置変更許可処分	第4準備書面	6
本件差止めの訴え	原告の本件設置変更許可処分をすることの差止めの訴え	第4準備書面	6
本件各訴え	本件差止めの訴え及び本件無効確認の訴えを併せて提起	第4準備書面 ※答弁書から変更	7
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号)	第4準備書面	11
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省第77号)	第4準備書面	12
本件工事計画認可申請	被告会社が平成26年12月16日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉施設に係る工事計画認可申請	第4準備書面	12
平成24年改正前電気事業法	設置法による改正前の電気事業法	第5準備書面	6
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質	第5準備書面	7
後段規制	原子炉の設計及び工事の方法の認可以降の規制	第5準備書面	8
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	第5準備書面	10
技術基準適合命令	平成24年改正前電気事業法40条に基づく、経済産業大臣による事業用電気工作物の修理、改造、移転、使用の一時停止、使用の制限の命令	第5準備書面	11

原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第5準備書面	12
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会から発電用原子炉の設置許可を受けた者	第5準備書面	13
原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可	第5準備書面	26
4号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」	第5準備書面	26
2号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力」	第5準備書面	28
3号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「その者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。」	第5準備書面	28
燃料体	発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質	第5準備書面	31
平成24年審査基準	平成24年9月19日付け審査基準等	第5準備書面	35
審査基準等	「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」	第5準備書面	35
安全審査指針類	旧原子力安全委員会が策定してきた各指針	第5準備書面	36
平成25年審査基準	平成25年6月19日付け審査基準等	第5準備書面	36
仲野教授	京都大学仲野武志教授	第6準備書面	6
仲野意見書	仲野教授の意見書	第6準備書面	6
原告準備書面(6)	原告の平成27年3月12日付け準備書面(6)	第6準備書面	6
原告準備書面(11)	原告の平成27年10月6日付け準備書面(11)	第6準備書面	6
原告準備書面(12)	原告の平成28年1月19日付け準備書面(12)	第6準備書面	6
原告準備書面(13)	原告の平成28年1月19日付け準備書面(13)	第6準備書面	6
規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和52年法律第80号による改正前のもの)	第6準備書面	16

昭和57年最高裁判決	最高裁判所昭和57年9月9日第一小法廷判決(民集36巻9号1679ページ)	第6準備書面	19
平成9年最高裁判決	最高裁判所平成9年1月28日第三小法廷判決(民集5巻1号250ページ)	第6準備書面	20
被告国第4準備書面	被告国の平成27年10月6日付け第4準備書面	第6準備書面	21
被告会社準備書面1	被告会社の平成26年9月30日付け準備書面1	第6準備書面	26